

(厚生労働委員会)

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の

一部を改正する法律案(衆第三号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(以下「子ども手当支給法」という。)に基づき子ども手当の支給が平成二十三年三月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年九月まで支給する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当支給法の題名を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。
- 二 子ども手当支給法の子ども手当について、平成二十三年九月まで支給する。
- 三 児童手当等の受給資格者について児童手当等の支給要件に該当しないものとみなす特例を、平成二十三年九月分の児童手当等まで延長する。

四 この法律は、平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日)から施行する。